**実践女子学園中学校高等学校**

**2027 年度　中高総務部　契約職員　募集要項**

| | |
|---|---|
| 職　　種 | 中学校高等学校総務部　契約職員 |
| 人　　数 | 1名 |
| 契約期間 | 期間の定めあり（1年間）<br>契約の更新　有（学園が基準に基づき必要と判断した場合に、事前に通知して、本人の同意を得たうえで更新する）<br>更新の上限　有（1年毎の更新とし、継続雇用は原則として 5 年を上限とする。ただし、雇用期間中の勤務成績が良好であると認められ、かつ学園が業務上必要であると認めた場合に限り、その上限を超えて更に雇用期間を更新することがある。） |
| 採用予定日 | 2027 年 4 月 1 日 |
| 勤務地 | 就業先事業所：学校法人実践女子学園　中学校高等学校<br>就業先住所：東京都渋谷区東1丁目1－11<br>東京都渋谷区東1丁目1－49（大学キャンパス内仮事務室） |
| 業務内容 | 中学校高等学校での総務部業務全般<br>・窓口対応（生徒、保護者、外部訪問者等）、電話対応<br>・書類作成（各種証明書発行含む）、書類整理等<br>・教務事務、経理事務、採用関係事務、調査回答、データ処理業務、入試関係業務<br>・行事対応（入学式、卒業式、説明会等）<br>・その他<br>学園全体の行事・イベントに係る業務（誘導、受付等） |
| 勤務日 | 週5日間　週休二日制<br>※土曜日出勤は月1～2回程度あり。出勤の場合は振替休日で対応<br>行事・イベント対応のため、日・祝日勤務及びシフト勤務あり（年間数回未満）<br>文化祭（9 月末）、入試（2/1～2/4）、その他<br>※年末年始休業 12/29～1/3、夏期休業 8/12～20 |
| 勤務時間 | 学園規程による　原則 8:45～17:00（休憩 50 分含む） |
| 応募資格 | コミュニケーション能力の高い方（教職員・生徒・保護者・受験生対応）<br>協調性のある方（チームで協動できる方）<br>PC スキルの高い方（Word・Excel の使用、本学独自システムの使用あり） |
| 応募書類 | 履歴書・誓約書<br>ホームページからダウンロードし、記入[入力]してください。写真を貼付し、連絡先、自宅・携帯電話番号、メールアドレスを明記してください。<br>https://www.jissen.ac.jp （ トップ ＞ 実践女子学園 ＞ 採用情報 ）<br>※応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。<br>ご提出いただいた個人情報は、採用選考及び入職手続きにのみ使用いたします。 |

| | |
|---|---|
| 応募方法 | 応募書類を期日までに下記に郵送またはメールでご提出ください。<br>**〒150－0011　東京都渋谷区東1－1－11**<br>**実践女子学園中学校高等学校　中高総務部　採用担当**<br>※封筒の表に**「契約職員応募書類在中」と朱書き**してください<br>**メール：hsjimu@jissen.ac.jp**<br>※メール提出の際は面接時に原本をご持参ください。 |
| 応募締切 | **2026年 12 月 15 日(火)** 郵送またはメール提出必着(メールの場合は締切日16時まで)<br>※採用者が決定次第、応募を締め切ります。 |
| 選考方法 | 書類選考及び面接<br>(面接予定日:12 月 22 日)<br>※各選考の結果は、電子メールでお知らせします。 |
| 待遇 | 【給与等】基本給　月額　240,000 円<br>【通勤手当】交通費実費を支給するが、以下は支給対象から除く。<br>① 通勤距離が片道 2 km 未満の者<br>② 片道 100 km を超える部分の交通費<br>(限度額の計算については、JR 100 km の往復運賃を基準とする)<br>③ 各交通機関において利用距離が片道 1.5 km 未満の交通費<br>【社会保険等】私学共済制度加入、労災保険・雇用保険加入<br>【その他】学園の規程による |
| 特記事項 | ・2026 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による 児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認する ための犯罪事実確認が必要となります。<br>・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の 採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。<br>・このため、予め、採用選考過程において、履歴書・誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」については、こども性暴力防止法第 2 条第 7 項の規定、「特定性犯罪 事実該当者」については、こども性暴力防止法第 2 条第 8 項の規定によります。 |
| 備考 | ・敷地内禁煙(近隣に利用可能な喫煙所はありません)<br>・問い合わせ電話番号　03－3409－1771 |